

# 緊急時避難準備区域解除に係る復旧計画

南 相 馬 市

平成23年9月作成

## ■ 復旧計画作成に当たって

本市における「緊急時避難準備区域」は原町区のほぼ全域と、鹿島区の一部を含み市域全体の概3分の1を占めている。

震災以前の「緊急時避難準備区域」内居住人口は約46,744人（市全人口71,559人）であったが、避難のピーク時にあっては7千～8千人程度に減少したものと推測している。

しかし、徐々に帰還し現在（9月12日現在）では28,122人（市内居住者40,172人）と把握している。

本市における地震・津波の被害については、津波による海岸部の防潮堤、干拓地（農地）、道路等において甚大であるが、それ以外の地区においての電気、ガス、上下水道等のインフラは確保されている。

しかし、医療や高速交通の復旧が進んでいないのも現実である。

以上の南相馬市の現状を踏まえ「緊急時避難準備区域」解除に向け、また、その後の復旧作業を計画的に行うために、復旧作業の役割分担を明確にしながら復旧計画の作成に取り組むこととする。

また、市民生活の維持に必要不可欠な事業については、平成23年度末までに集中的に実施し、避難している市民の帰還をいっそう促すこととし、その後も引き続き安全で安心な生活をおくれるよう本計画の実施に努める。

## 《 目 次 》

I. 住民への周知について	1
II. 教育関係	
1 小中学校	3
2 幼稚園、保育所	4
3 高等学校（公立）	6
4 学校法人松韻学園「松栄高校」	6
5 福島県立テクノアカデミー浜	7
III. 健康・福祉関係	
1 医療関係施設	
1) 病院	9
2) 診療所	10
3) 地域医療再生に向けた検討体制	12
4) 今後の対応	12
2 福祉関係施設	
1) 高齢者福祉施設	14
2) 障がい者施設	16

#### IV. インフラ関係

1 上水道	18
2 下水道	18
3 工業用水道	19

#### V. 除染関係

1 現状	20
2 課題	20
3 対応	21

#### VI. 公共交通機関

1 JR常磐線	22
2 路線バス	22
3 直通バス	23
4 高速道路（常磐自動車道）	24
5 高速道路（東北中央自動車道）	24
6 国道	25
7 県道	25

#### VII. 住宅関係

1 応急仮設住宅	26
2 災害公営住宅	27

## VIII. 産業関係

1 農林水産業	28
2 商工業、サービス業	31
3 地域就労	32

## IX. 民間サービス関係

1 生活に必要な民間サービス状況	36
------------------	----

# I. 住民への周知について

## 1. 現 状

- 1) 東京電力福島第一原子力発電所の事故により、市外に避難した「緊急時避難準備区域」内に居住する市民は、最大で約39,000人にも及び、現在も18,900人の区域内市民が避難を余儀なくされている。
- 2) 今回の原発事故により、多くの市民が従来の居住区域を分散する形でそれぞれの地域に避難したことにより、避難前に形成されてきた地域のコミュニティは著しく崩壊し、仮設住宅への入居に際して、地域コミュニティの形成に配慮したものの、従前の結びつきは回復していない。
- 3) これら避難市民に対する市からの情報については、月2回のメール便での情報提供をはじめとして、主な避難所に配置している派遣職員を通しての情報の伝達や電子媒体による情報提供など、可能な手段を用いて避難者に行き渡るように努めているものの、避難者の満足度を得るまでには至っていない。
- 4) また、原発事故に関する情報提供についての避難市民の反応は、すべての情報が届かない・示されないなどの不信感や、知りたい情報が市から伝達されていないとの不満を示す傾向にある。
- 5) さらに、「放射線量とは何か」や「健康被害に及ぼす影響」等についての正確な情報が浸透しないために、市民は過度の危険意識と無用の心配に苛まれている。

## 2. 課 題

- 1) 福島第一原子力発電所事故の現状及び収束までの確かな道筋を市民に理解させるため、適時適切な情報の提供に努める。
- 2) 放射線量と健康被害についての正確かつ統一した情報（見解）について、信頼できる機関から適切に発信し、市民の理解を深める。
- 3) 緊急時避難準備区域の解除の必要性と解除後の対応策について、市民にわかりやすい形で、事前に周知して理解を得る。
- 4) 緊急時避難準備区域解除後の対策指針となる復旧計画の策定に関して、市民の意向に沿ったものであるとの市民意識を醸成するための方策を考える。
- 5) 上記の課題を克服し、東日本大震災と原発事故からの復興を遂げる

ために、これまで培ってきた地域コミュニティを回復させ、さらに強くしていくことが求められる。

### 3. 対 応

#### 1) 国の役割

- (1) 福島第一原子力発電所事故の現状及び収束までの確かな道筋についての情報を的確に市民に提供する。
- (2) 放射線量に関する市民の不安と不信を解消するため、統一した見解をもって市民の理解度を高めるための教育宣伝活動を展開する。
- (3) 緊急時避難準備区域の解除の必要性と解除後の対応策について、事前に市民の理解が得られるように周知する。
- (4) 復旧計画の実効性を高めるため、除染活動に関する国の責任と役割を明確にする。

#### 2) 市の役割

- (1) 市民に対して、緊急時避難準備区域解除に関する市の対応方針と対策を明確に示す。
- (2) 緊急時避難準備区域解除に伴って策定する復旧計画の内容について、市民の理解と協力が得られるような対策を講じる。
  - ① 市内在住市民に対する説明
  - ② 市外避難市民に対する説明
  - ③ 行政区長に対する説明と協力要請
- (3) 復旧計画に基づく避難市民の帰還計画を策定し、すべての市民に周知して、具体的帰還を円滑に進める。
- (4) 市民の帰還を円滑に進めるため、市役所に「帰還のための総合相談窓口」を設置して、市民の不安等の解消に努める。
- (5) 今後、南相馬市の復興に向けて市民の英知を結集するための基盤となる地域コミュニティを復活・再生するため、従前の結びつきを確認し合い、今後のあり方を考えるための地域集会（行政区別・まちづくり委員会別など）を開催する。

また、仮設住宅の入居者をもって構成する自治会の活動を支援し、当面する復興計画の具現化に資するために、「仮設住宅自治会懇談会（仮称）」を開催し、意見要望等のとりまとめを行う。

## Ⅱ 教育関係

### 1 小中学校

#### 1) 現 状

本市には、小学校 16 校中学校 6 校あるが、福島第一原子力発電所から 30km 圏内は緊急時避難準備区域に指定されており学校の開設が認められていないことから、30km 圏外の鹿島区の小学校 3 校中学校 1 校及び前川原体育館、農村環境改善センター、鹿島小学校体育館を使用し学校を開設している。(原町区・小高区の学校も、鹿島区の学校を使用してそれぞれ開設している。真野小学校については、津波被害が大きく使用していない。)

一つの学校に複数の学校が同居しており狭隘なことから、この状況を改善するため、8 月 29 日からは、鹿島小学校に 8 教室、上真野小学校 4 教室、八沢小学校に 6 教室、鹿島中学校に 6 教室の合計 24 の仮設教室を設置し教育環境の改善に努めている。

また、11 月上旬には仮設校舎 2 棟が竣工予定である。

#### 2) 校舎使用の時期

本市では、8 月～9 月を除染強化月間とし、子供が利用する施設を優先的に除染することとしている。この方針に基づき、緊急時避難準備区域である原町区及び鹿島区全ての小中学校の除染を 9 月末まで除染作業を終える予定である。

緊急時避難準備区域の原町区の学校については、除染後に安全が確認された学校で震災の被害が少なく授業に支障のない学校から校舎を使用する。

緊急時避難準備区域の校舎使用の再開時期は下記のとおり。

(1) 震災被害のなかった学校又は震災被害が少なく授業に支障のない学校については 10 月上旬を予定している。

- ・大甕小学校
- ・原町第一小学校
- ・原町第三小学校
- ・原町第一中学校
- ・原町第二中学校

(2) 震災被害の大きい学校については修繕が終了次第使用を再開する。(時期は 12 月～平成 24 年 3 月)

- ・高平小学校
- ・太田小学校

- ・原町第二小学校
  - ・原町第三中学校
- (3) 石神地区の小中学校は放射線量が比較的高いことから、除染作業の結果を参考に使用の再開時期を検討する。
- ・石神第一小学校
  - ・石神第二小学校
  - ・石神中学校

### 3) 課 題

校舎使用の時期については、保護者の放射線に対する不安解消が課題である。文部科学省は「学校において児童生徒等が受ける線量と対策の目安」を公表し、夏季休業終了後の学校において児童生徒等が受ける線量について原則年間1 mSv 以下とし、これを達成するため、校庭・園庭の空間線量については、毎時1  $\mu$ Sv 未滿とする考え方を示した。このため、除染作業の実施と児童生徒の健康管理が課題となっている。

また、二学期から完全給食を実施している。食材については、緊急モニタリング結果に基づき、安全が確認された食材を使用しているが、福島県産の食材は使用していない。

### 4) 対 応

#### (1) 市が実施する対応

- ① 施設については、毎時1  $\mu$ Sv に関わらず全ての施設の除染を実施する。
- ② 希望者にガラスバッチを配布する。

#### (2) 国へ要望する事項

- ① 除染費用は、土壌改良については毎時1  $\mu$ Sv を境として補助割合が分かれており、また建物についての補助はないが、保護者にとって全ての施設の除染作業は放射線の不安解消に不可欠であることから全額を国の負担とすること。
- ② ガラスバッチを国の責任で期間を区切ることなく、次年度以降も全員に配布すること。
- ③ 学校給食用食材の全品モニタリング調査を実施すること。

## 2 幼稚園・保育所

### 1) 現 状

本市は、原町区の大部分が福島第一原子力発電所から 30km 圏内であり緊急時避難準備区域に指定されていることから幼稚園及び保育所の開設が認められていない。このため、30km 圏外の鹿島区において臨時的に幼稚園 3 園、保育園 2 園を開設している。

また、民間事業者については、鹿島区に保育園 2 園を合同で臨時開園している。

## 2) 再開の時期

幼稚園・保育所についても、8月～9月に原町区及び鹿島区の除染作業を終える予定である。しかし、5歳児以下の子どもが本市に住んでいる割合は約 2 割にとどまっており、約 8 割の子どもが市外や県外に避難している状況である。

緊急時避難準備区域が解除されれば、民間事業者も幼稚園及び保育所を原町区内に開設したい意向を示しており、子どもの帰宅の状況、希望園の意向等をふまえ、公立・私立で分担して再開する予定である。

## 3) 課 題

幼稚園・保育所の再開にあたっては、保護者の放射線に対する不安解消が課題である。文部科学省は「学校において児童生徒等が受ける線量と対策の目安」を公表し、夏季休業終了後の学校において児童生徒等が受ける線量について考え方を示したことから、幼稚園・保育所についても同様の取扱いとなる。このため、除染作業の実施と子どもの健康管理が課題となっている。

## 4) 対 応

### (1) 市が実施する対応

- ① 市の施設については、毎時 1  $\mu$ Sv に関わらず全ての施設の除染を実施する。
- ② 民間の施設については、民家事業者が除染を行い市が財政を支援する。
- ③ 希望者にガラスバッチを配布する。

### (2) 国へ要望する事項

- ① 除染費用は、土壌改良については毎時 1  $\mu$ Sv を境として補助割合が分かれており、また建物についての補助はないが、保護者にとって全ての施設の除染作業は放射線の不安解消に不可欠であることから全額を国の負担とすること。
- ② ガラスバッチを国の責任で期間を区切ることなく、次年度以

降も全員に配布することとする。

### 3 高等学校（公立）

#### 1) 現 状

本市には、原町区に原町高等学校、相馬農業高等学校の2校、小高区に小高工業高等学校及び小高商業高等の2校の合計4校の県立高等学校があるが、緊急時避難準備区域及び警戒区域のため当地で開校されていない。このため、本市の全ての高校生が県内のサテライト高校へ通学または県内や県外の高校へ転校している。

#### 2) 課 題

本市で高等学校が開校していないことから500名以上が市外のサテライト高校へ通学している。公共交通機関がないため原町高校から相馬高校間にスクールバスが運行されており、経費は県が負担しているが、本数が限られているため通学時間が大きな負担となっている。また、転校している生徒についても親から離れ寮生活を送るなど精神的・経済的負担は大きい。この負担を解消するためにも、緊急時避難準備区域が解除された際に原町高校及び相馬農業高等学校の早期再開が望まれる。

#### 3) 対 応

##### (1) 福島県へ要望

平成24年度の県立高等学校の入試の情報が少なく、生徒や保護者の不安が大きいことから次の点について県へ強く要望する。

- ① 平成24年度の県立高等学校募集定員を含め、募集要項を早期に提示し、入試や制度等について、県内外を問わず、わかりやすく十分な広報を行い、生徒・保護者の不安解消に努めること。
- ② 相双域内における高等学校の募集定員について十分な数を確保すること。

### 4 学校法人松韻学園「松栄高校」（原町区）

#### 1) 現 状

本校は東京電力福島第一原子力発電所から約22kmに位置し、緊急時避難準備区域（30km圏内）に指定されているため、生徒の安全を考慮し、現在、休校している状況である。

電気科、機械科、総合学科、普通科に計約110名の生徒が在籍

しており、事故後、生徒40名を同法人が運営する兄弟校の学法福島高校（福島市）に編入させたが、他の生徒は県外の高校や県内の公立高校に転校している。

また、7名いる教諭や講師は自宅待機している状況である。

来年度の募集については、例年8月に行っているが、今年度は見送る方針である。

## 2) 課 題

本校は私立高校のため、県立高校との連携が取れず、サテライト方式等の対応ができていない。

緊急時避難準備区域が解除され、再開した場合、県内外に避難し転校してしまった生徒が戻ってくるかが不確定である。

また、校舎をはじめ周辺地域の除染状況、JR 常磐線やバスの公共交通機関、仮設住宅や借上げ住宅等の住環境等、生徒が戻れる環境整備が急務である。

## 3) 対応について

本校の再開については、除染、建物の点検を行い、生徒が戻ってくるか状況を確認して今後の学校運営も含めて検討することとしている。

本校は、専門技術者の育成を担う高校で相双地域企業にとって企業の即戦力として期待されており、本校の再開や継続運営に向けて、県及び国が責任をもって対応すること。

# 5 福島県立テクノアカデミー浜（原町区）

## 1) 現 状

本校は東京電力福島第一原子力発電所から約24 kmに位置し、緊急時避難準備区域（30 km圏内）に指定されているため、機能を郡山校及び会津校に移転し訓練を実施している。

郡山校へ3科84名、会津校へ1科33名が移動している。

今回の地震により校舎に亀裂が入るなど、現段階では再開できる状態ではないが、今年度中に修繕を行う予定である。

学生募集については、例年通り行い、来年度は南相馬市で授業をする予定である。募集定員は70名の予定。

## 2) 課 題

緊急時避難準備区域が解除され、再開した場合、校舎をはじめ周

辺地域の除染状況、JR 常磐線やバスの公共交通機関、仮設住宅や借上げ住宅等の住環境等、学生が戻れる環境整備が急務である。

### 3) 対応について

本校は、職業能力開発短期大学校と職業能力開発学校を併せ持つ、総合的な公共職業能力開発に行い、産業界のニーズに対応した人材の創出をいっている。今後も継続して学校運営ができるよう県が責任を持って対応すること。

### Ⅲ 健康・福祉関係

#### 1 医療関係施設

##### 1) 病院関係

###### (1) 現状・課題

緊急時避難準備区域内には、5病院が開設している。

診療状況は、5病院が外来を実施し、4病院が短期入院を行っている。震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故による建物、医療スタッフ等の影響は次のとおりである。

###### ① 施設・医療機器の被害状況

震災による施設への被害について、5病院は外壁や内装の損傷があったものの4病院については診療に支障を来たす被害は無く、通常の業務を行っているところである。しかし、1病院については、地震の影響で、建物配管損傷等により病棟（4階建てのうち1階～3階）が使用できない状況にあり、診療に支障を来たしている。

また、医療機器について、5病院では放射線機器部品落下等の被害はあるものの、これまでの間に修理を済ませており、診療に支障を来たす被害はない。

###### ② 医療スタッフ数

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、医療スタッフのうち、特に家庭に小さな子や妊婦等を持つスタッフについては、放射能による健康被害を懸念し、市外・県外へ避難している。

この結果、5病院全てで医療スタッフ不足に陥っており、医療存続が危ぶまれる状況にある。

※ 医療スタッフ数（5病院合計）

震災前 常勤数：924人 非常勤：60.41人

8月1日現在 常勤数：339人 非常勤：34.27人

###### ③患者数

発災当時、多くの市民が、市外・県外へ避難したことで居住人口が大きく減少した。現在の居住人口は3万8千人まで回復しているが、全ての病院で患者数は対前年比を大きく下回っている状況にある。また、原子力発電所事故により、緊急時避難準備区域

に指定された病院は、入院許可病床に制限が設けられたことで入院受入れを実施している3病院の入院患者数は、対前年比を大きく下回っている状況にある。

※ 患者数（5病院合計）

震災前 入院患者数：816人 外来患者数：1,020人

8月1日現在 入院患者数：96人 外来患者数：555人

（入院患者数及び外来患者数は1日当たりの患者数）

#### ④ 区域外他病院からの入院患者移送について

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、発災時5病院に入院していた患者については、入院患者の安全確保を図るため、市外・県外病院へ移送した。

（8月12日現在 5病院から避難している患者数は598人）

#### ⑤ 緊急時避難準備区域解除後の今後の動向

緊急時避難準備区域解除後、5病院のうち4病院については、医療スタッフ数に応じた病床数で再開する方向である。

一方、1病院については、病院再開については常勤医師の確保が難しく、当面は入院を見送る方向にある。

#### ⑥ 運転資金について

発災当時、市民の多くが市外・県外へ避難したことにより、各病院においては患者数が大幅に減少し、これにより医業収益が大きく減少している。

一方、市内に戻ってきている市民が受診できるように各病院では限られた医療スタッフで診療を行っているため人件費、施設管理費等の費用が発生しており、各病院では運転資金不足に陥っている。

## 2) 診療所

### (1) 現状・課題

緊急時避難準備区域には、29診療所が開設しており、現在24診療所が診療を行っており、5診療所が休診している。

#### ① 施設・医療機器の被害

震災による施設・建物の被害については、主に外壁タイル損傷などの被害が出ているが、診療に支障がある被害は無い。

また、医療機器については、オートクレーブ故障、顕微鏡転倒など

の被害が出ている。このうち、オートクレーブ故障については、現在修理中であり診療に支障が出ている状況にあるが、その他の医療機器については修理が済んでおり、診療に支障が出ているようなものはない。

## ②医療スタッフ数

医師数については、震災前と8月1日時点とでは変動はない。

看護師数は、震災前、常勤54人・非常勤9人が、8月1日時点では常勤42人・非常勤7人となり、震災前に比べ常勤及び非常勤で2割減少している。

事務職員数は、震災前、常勤51人・非常勤6人が、8月1日時点では常勤32人・非常勤7人であり、震災前に比べ常勤で4割程度減少している。一方、非常勤は、これまでの常勤勤務者が非常勤勤務に勤務形態を変更したことで1人増加している。

※ 上記人数については、29診療所へ調査を行った結果、20診療所から回答を得た数の合算数である。

## ③患者数

一日当たりの外来患者数は、調査協力をいただいた診療所総数で震災前1,018人が、8月1日時点で756人となり、震災前に比べ患者数は約2割程度減少している。

## ④診療日・診療時間

居住人口が少ないことから診療時間や診療日数を震災前に比べ縮小して診療している医療機関が多い。

## ⑤ 今後の動向

現在、5診療所が休診の状態にある。休診の診療所の主な標榜診療科目は、小児科、産婦人科である。

これら5診療所の今後の動向としては、緊急時避難準備区域解除後も引き続き休診する見込みである。

## ⑥ 運転資金について

発災当時、市民の多くが市外・県外へ避難したことにより、各診療所においては患者数が大幅に減少し、これにより医業収益が大きく減少している。

一方、市内に戻ってきている市民が受診できるように各診療所では限られて医療スタッフで診療を実施しているため人件費、施設管理費等の費用が発生しており、各診療所では運転資金不足に陥っている。

### 3) 地域医療再生に向けた検討体制

市では、平成23年8月23日 地元医師会代表者、市内病院院長等を構成委員とする「南相馬市地域医療在り方検討委員会」を設置し、原子力発電所事故により医療崩壊にある本市医療の再生に向けた検討を開始した。

### 4) 今後の対応

市民が安心して生活できる環境を整えるため、次の項目について対応するとともに国・県へ要望する。

#### (1) 医療機関への除染について

市民が安心して帰郷していただくために、多くの市民が利用する公共施設に加えて民間医療機関施設への除染を行う必要がある。除染についての費用については、国において全額負担することを強く要望する。

#### (2) 被曝検査の充実について

市民が安心して南相馬市において生活できるよう、国は全市民を対象に継続的な被曝検査を行うとともに、本市に被曝検査体制の拠点を整備するよう要望する。

#### (3) 地域全体で市民健康を管理できる仕組みについて

原子力発電所事故による放射能の健康被害については、今後数十年単位で取り組まなければならない項目である。

市民が安心して生活を送るため、行政・医療機関が市民の健康状態を地域全体で把握する仕組みの導入が必要である。

また、地域の限られた医療資源を有効に活用するため、診療所と病院の機能を明確にするとともに、地域の医療機関が連携して医療サービスを提供する体制と高齢化社会への対応として「医療と介護」の連携を進める仕組みが必要である。

これら連携のツールとして、市は国・県の支援を受けながら電子カルテの導入を図る。

#### (4) 医療機関への補償対応について

原子力発電所事故の影響により、市内医療機関の収益は大幅に減少し、資金不足に陥っている。

原子力損害賠償紛争審査会では、平成 23 年 8 月 5 日「東京電力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」を示したところであるが、今後の手続等については秋以降となり、賠償金が医療機関の手元に入るまでの間に資金ショートを起こす医療機関が出てくる恐れがあり、本地域の医療崩壊が懸念される。

このことから、地域医療を守る観点から国において、東電による補償内容が決まるまでの間、原子力発電所事故前の収入を仮払いすることを要望する。

#### (5) 医療スタッフ不足への対応について

特に、病院においては、医師・看護師・技師数が震災前に比べ大幅に不足している。

この要因としては、原子力発電所事故による放射能への健康不安によるものであり、特に、家族に小児・妊婦がいる医療スタッフの市外・県外避難が多い。

緊急時避難準備区域解除後、病院を震災前の状態に戻すためには、医療スタッフの確保が必要である。

医療スタッフ確保は、南相馬市独自又は一民間医療機関で解決できるものではないことから、原子力政策の責任者である国において、責任を持って不足している医師数・看護師数の配置を行うべきである。

具体的には、国において原子力発電事故被災地域への「仮称：医療スタッフ派遣事業」を立ち上げることを要望する。

なお、派遣に要する費用は国が負担することを要望する。

#### (6) 施設基準の緩和について

人口減少により、医療法に定める標準数、医師と患者との比率、月平均夜間勤務時間数、看護要員数と入院患者の比率などの施設基準の維持が困難となっていることから、当面の間、施設基準の大幅な緩和を要望する。

#### (7) 区域外他病院からの入院患者移送への支援について

緊急時避難準備区域解除後、区域外他病院からの移送については、各病院では医療スタッフ不足により、受入れ入院患者数に限度がある。また、各病院では、移送手段が無く、病院独自での移送も困難である。

このことから、今後、受け入れ態勢が整った後の移送患者の受け入れを行う際の支援（人的支援・交通支援・費用負担）を国・県へ要望する。

#### （８）夜間・休日の救急対応について

病院にあっては、特に、勤務医不足、看護師不足にある。

医療機関（病院）からの意見の中には、夜間・休日の救急対応が課題にあがっている。一方、診療所のうち5診療所（標榜診療科：小児科、産婦人科）が当面診療を再開しない方針であり、特に小児科への対応が課題となる。

震災前、総合病院において実施していた夜間小児救急については、お手伝いできるスタッフが不足しており、再開できない状況にある。

このことから病院に集中する救急患者のうち軽症者と不足する診療科としての小児科の夜間対応として、市は国・県の支援を受けながら「仮称：夜間・休日救急診療所設置」を行う。

#### （９）急性期医療確保について

緊急時避難準備区域解除後、不足する急性期医療を確保するため、今後、市立病院においてその役割を担うことが必要となるため市立病院の在り方について検討を進める。

## ２）福祉関係施設

### １）高齢者福祉施設

#### （１）現状

緊急時避難準備区域外の鹿島区内施設については、居宅介護施設、入所施設とも通常どおり開所し、サービスの提供を行っている。

緊急時避難準備区域の原町区内施設については、居宅介護施設は、ほぼ事業を再開し、通常のサービス提供を行っているが、入所施設については、すべて閉所中で、解除待ちの状態となっている。

小高区の施設については、警戒区域内ということで開所の見通しが立っていないが、通所介護サービス施設のひとつが、鹿島区内で仮設施設でのサービス提供を再開している。

#### （２）課題

##### ①人員の確保

施設再開のため、必要な人員の確保については、居宅介護施設、入所施設とも、震災前に働いていた職員の多くが市外、県外に避難又は再就職しているため、再開した際に復帰可能な職員の割合は、施設によって20%~80%とばらつきがあり、平均でも必要な人数の65%程度となっている。不足する人員の確保をどうするか問題となっている。

## ②施設の確保

震災により大きな被害を受け、再開の見通しが立っていない事業所や再開にあたって資金的な問題がある事業所もあり、入所施設については受入可能な定員数が震災前の状況に早急に回復することは困難な状況である。

医療法人慈誠会が運営する、各介護老人施設については震災による津波の被災で全壊となっていることから、再開の見通しが立たない状況である。

## ③入所者の移送

施設入所者については、県内外の介護福祉施設に分散し非難している状況である。緊急時避難準備区域解除後には、施設ごとに移送して行くことになる。

移送の費用については、原則各施設の車両により実施することになるが、一部施設からは移送経費負担について支援の要望が出ている。

## ④除染

除染作業については、現在開所中の通所施設は除染方法等の周知が最近行われたことから、実施済の施設は少ないものと推測される。

今後、緊急時避難準備区域が解除され、入所施設再開に向けては施設の除染作業が必要になってくる。

緊急時避難準備区域内の施設の除染に係る経費は、25施設で概ね17,500千円程度を見込んでいるが、その費用の取扱いをどのようにするか明確になっていない。

## (3) 対 応

### ①南相馬市が実施する対応

市内施設に対して事業再開のため必要な情報の提供、除染や移送経費の支援等を国・東京電力等に対して要請し行く必要がある。

### ②国へ要請すべき事項

#### a. 人員の確保

介護福祉施設においては、看護職員及び介護職員数が震災以前に比

べて大幅に不足している。

この要因は、原子力発電所事故による放射能への健康不安によるものであり、特に、家庭に小児・妊婦がいる看護・介護スタッフの市外・県外避難が多い。緊急時避難準備区域解除後、介護福祉施設を震災前の状態に戻すためには、看護・介護スタッフの確保が必要である。

看護・介護スタッフの確保は、南相馬市独自又は一民間事業者が解決できるものではないことから、原子力政策の責任者である国において責任を持って不足している看護・介護職員数の配置を行うべきである。

具体的には、国において原子力事故被災地へ看護・介護スタッフを派遣する事業を立ち上げることを要望する。

なお、派遣に要する費用は国が負担することを要望する。

#### b. 施設の確保

施設の再開のためには、被災した施設の建設や修繕のための費用や運営のための費用の確保が重要である。これらの費用の支援制度の創設が必要である。

又、業務再開の見通しが立っていない施設については、次年度以降の復旧となる場合も含めて、今後、事業再開の見通しが出てきた場合には、国による災害復旧への支援を要望する。

#### C. 入所者の移送

市内施設再開後に、避難先施設から市内施設への移送に際しての経費負担について支援の要望が出ていることから、通常の避難者と同様の対応をすべきである。

#### d. 除染

除染はそれぞれの施設の責任で実施することになるが、その実施に係る経費の支援等については、国において全額負担することを強く要望する。

## 2) 障がい者施設

### (1) 現 状

東日本大震災の発生以降、市内の障がい児者施設については、一時休止、一時避難した施設が多かったものの、30km圏外の施設については4月早々に開所、緊急時避難準備区域の施設についても千葉県鴨川市に避難している福島県福祉事業協会系の施設及び一部のグループホームを除いて開所している状況である。通所の利用

者については、一時避難所等に避難していたが、一般の避難所に対応できなく、ほぼ自宅に戻っている。

## (2) 課 題

### ①業務再開への課題

緊急時避難準備区域内の福島県福祉事業協会の各施設については、現在千葉県鴨川市に避難している。事業協会では帰還の時期について、緊急時避難準備区域解除後としている。

また、なごみの里（グループホーム）については、母体である雲雀ヶ丘病院の入院施設が開所しなければ見通しが立たない状況である。

### ②除染

今後、緊急時避難準備区域の解除により、開所中の施設を含めて除染作業が必要になってくる。除染はそれぞれの施設で実施することになるが、経費として4,365千円が必要になる。

## (3) 対 応

### ①業務再開

福島県福祉事業協会については、避難準備区域解除後に再開を予定している。また、なごみの里（グループホーム）については、雲雀ヶ丘病院の入院施設が開所後になる予定である。

### ②除染

除染については各事業所で行なうが、除染の費用については国において全額負担することを強く要望する。

## IV. インフラ関係

### 1 上水道

#### 1) 現 状

緊急時避難準備区域内における上水道については、沿岸部の津波被害（家屋全壊被害）地区を除き、水道は復旧し配水されている。

#### 2) 課 題

津波被害を受け水道給水できない地区は、別途復興計画との整合を図りつつ水道復旧を図ることとなる。それ以外の地域では水道は復旧しており、市民の帰還に対応できており、当該区域の解除に際し特に支障となる課題はない。

ただし、水道本管から分岐された給水管については所有者・使用者の管理下にあるため、宅内での漏水等修繕については各個人対応となる。

### 2 下水道

#### 1) 現 状

緊急時避難準備区域内における下水道については、北泉地区特環処理場及び農業集落排水南部地区処理場が津波により被災し稼働できない状況であるが、それ以外の下水道施設は通常稼働している。

#### 2) 課 題

稼働できない処理場の汚水の処理については、汲取り対応可能なことから汲取り移送し対応しており、当該区域の解除には特に支障はないものの、今後下水汚泥の処分方針が決まらなると下水処理工程において機能不全が懸念される。

#### 3) 対 応

##### (1) 国に対する要望

下水処理過程で日々発生し続ける汚泥の処理処分方針が決まらないため、原町第一下水処理場内の施設を使用し保管しているが、年内が保管の限度となることから、汚泥の保管施設建設を検討中であり、国においては、保管施設の基準を明確にするとともに、施設建設に要する費用

の全額財政支援をお願いしたい。

### 3 工業用水道

#### 1) 現 状

工業用水道については、原町区金沢地内等において津波により水管橋が流失或いは損傷しているため、現在、契約供給先のうち1社に給水できないものの、他のユーザーへは給水再開或いは給水可能な状況である。

#### 2) 課 題

津波による配水管（水管橋）流失のため、工業用水の供給ができないユーザーへの給水を再開させる。

#### 3) 対 応

計画的に被災箇所での災害復旧工事を実施し、11月中の給水再開を図る。

## V. 除染関係

### 1. 現 状

「南相馬市放射性物質除染方針」、「放射性物質除染マニュアル」を作成し、除染対象施設を市内全ての施設とし、公共施設の除染の優先順位を定めました。

しかし、個人住宅等の除染については、所有者や管理者が主体的に行うこととしておりますが、具体的な方針まで踏み込めませんでした。

また、農地、森林及び河川等については、国の除染方針が明確になった時点で追加することとしています。

公共施設の除染実施計画である「除染カレンダー」を作成し、8月9月を除染強化月間として、小中学校、幼稚園、保育園、公園等の計画的除染活動を行っております。

「南相馬市放射性物質除染方針」、「放射性物質除染マニュアル」「除染カレンダー」については、市外避難者を含め全世帯に送付周知しております。

### 2. 課 題

#### 1) 緊急的除染

##### (1) 個人住宅等の除染

公共施設については、除染カレンダーに基づき計画的除染が行われるが、個人住宅、事務所、商店等については、避難で不在宅や高齢で自主除染が困難な建物もあり、除染方針の通り進まないことが懸念されます。

##### (2) 汚染物質の処分

除染作業をして発生した放射性物質に汚染された廃棄物等は、敷地内へ一時保管をすることとしていますが、最終処分方法が示されておらず、住民不安の一つとなっております。

##### (3) 安全基準の明示

年間許容放射線量値が不明確なため居住者は不安な生活を強いられている、また市外避難者の帰還が進まないことなどの課題があります。

##### (4) 空間線量率計の配布

除染方針、マニュアル等を市民へ示したものの、市民の多くの家庭では空間線量率計を所持しておらず、自宅の空間線量を詳細に把握できないことによる市民の不安を払拭できない状況にあります。

#### 2) 恒久的除染

##### (1) 恒久的なモニタリングの実施

定期的なモニタリングを将来にわたって実施し、情報の公開周知を行う必要があります。

## (2) 山林、農地、河川等の除染

本市において広大な面積を占める山林、農地、河川等の除染方針が、まだ国より示されておらず、南相馬市においても今後の対応が出来ずにいます。

## 3. 対 応

### 1) 南相馬市が実施する除染等

(1) 国の除染方針に先行して本市の「除染カレンダー」に基づき、公共施設（小中学校、幼稚園、保育園、通学道路、集会施設等）の除染については、8月から9月を中心に計画的に実施し子供達が安心して過ごせる環境を作る。（国は財源の完全措置を実施すること）

(2) 放射能に対する正確な知識を得ていただくよう定期的な住民説明会の実施を行う。

### 2) 国へ要望する除染等

除染実施にあたっては、次の点については、国が実施することを強く要望する。

(1) 放射線量に関する安全基準を国は責任を持って国民に示し、将来にわたり詳細な「空間、土壌、水道、井戸水、河川水、河川低泥、海水、海泥等」のモニタリングを実施し、結果の公表を行う。

(2) 山林、農地、河川等の除染方針を定め、それに基づき除染作業を行う。

(3) 放射線量の高低に関わらず、汚染地域全体を国の責任で除染計画を作成し対応する。

(4) 汚染物質の最終処分方針を早急に示す。

(5) 国の措置により、全世帯へ空間線量率計を配布する。

### 3) 国、東京電力(株)へ要望する除染

(1) 個人住宅、事務所等の除染については、放射性物質災害の原因者と責任者である東京電力(株)と国が責任を持って早急に対応する。

資料（別紙）

①「南相馬市放射性物質除染方針」

②「放射性物質除染マニュアル」

③「除染カレンダー」

## Ⅵ. 公共交通機関

### 1 JR常磐線について

#### 1) 現 状

JR常磐線は東日本大震災の津波により現在、亘理駅～久ノ浜駅間が不通となっていて、亘理駅～原ノ町駅間はJR東日本による代行バスの運行により、仙台方面への市民の足の確保を行っている。

なお、原町区以南の磐城太田駅～広野駅間は警戒区域のため、詳細な被害状況の把握も困難な状況にある。

#### 2) 課 題

JR東日本の復旧計画によると亘理駅～新地間において、坂元駅・新地駅が津波の被災があったことから、今後新駅設置とともに当該自治体の復興計画と併せて、常磐線の軌道変更を行うこととしており、これらの整備を要する期間は、用地買収・工事等、長期間に及ぶものと思われる。

また、東京方面へは福島市または仙台市経由で対応せざるを得ない状況にある。

#### 3) 対応について

本市としてはこれらの状況を踏まえ、亘理駅～原ノ町駅間の早期復旧をはじめ、代行バスの増便及びスピードアップ等、JR東日本に強く要望しているところであるが、国が責任を持って対応すること。

また、原町区以南の磐城太田駅～広野駅間についても警戒区域の解除となった場合は速やかに公共交通の確保が図れるようJR東日本と連携を図り、国が責任を持って対応すること。

### 2 路線バスについて

#### 1) 現 状

現在市内の路線バスは鹿島区の2路線(津波被災地域は運休)と相馬～原町間を結ぶ立谷経由相馬線、車川経由相馬線の2路線が運行しているが、原町区内の9路線と原町川俣線は運休している。

## 2) 課 題

震災以前の原町区内の路線バスは小学生の通学バスを主としていたために、今後、原町区内の学校再開に合わせて、路線バスまたはスクールバスによる運行など検討する必要がある。

## 3) 対応について

今後は、緊急時避難準備区域の解除に伴う原町区内の小学校の開校に併せて、バス事業者と協議をした中で、効率的な路線バスの運行再開をしていく予定である。

また、今後の市全域の路線バス運行についても、これまで「市公共交通活性化協議会」で路線バス再編の検討を進めてきた経過があることから、被災状況を把握した中で、バス事業者と綿密な連携を図りながら、市民の公共交通の足の確保に努めていく考えであり、国からも応分の財政支援を要望する。

## 3 直通バスの運行について

### 1) 現 状

現在、原町川俣線の休止に伴い、福島～原町間（相馬経由）往復6便(福島交通)、仙台～原町間往復1便(はらまち旅行)が臨時運行しており、本市と仙台市や福島市をスムーズに移動する交通手段の確保を行っています。また、東京への直通バスは往復1便、旅行会社により新地～東京駅間(相馬・南相馬・二本松経由)東京間を運行している。

### 2) 課 題

福島～原町間については、相馬経由で2時間20分という時間を要することから、県道原町川俣線による直通バスの運行により移動時間のスピードアップが望まれている状況にある。また、仙台～原町間については、JR 常磐線の復旧が長期化する見込みであることから代行バス運行の改善とともに直通バスの増便が望まれている。東京方面についても バス会社による定期便の運行が課題となっている。

### 3) 対応について

今後、緊急時避難準備区域の解除に伴い、福島～南相馬間及び東京～南相馬間の直通バスの運行や仙台～原町間の直通バスの増便について、バス事業者に働きかけを県及び国の責任において対応すること。

## 4 高速道路について（常磐自動車道）

### 1) 現 状

東日本大震災によりまして、現在事業を進めている常磐自動車道は、多くの箇所ですさまざな災害が発生した。工事は5月中旬から警戒区域を除く箇所再開し、災害箇所の復旧を行いながらも徐々に進捗を進めている。しかし、原発事故に伴う影響は深刻であり、警戒区域内に着手できない状況が続いているため、当初計画していた常磐富岡IC～相馬IC（47km）の平成23年度開通の見通しが厳しい状況にあるが、引き続き工事を進め、見通しのたった段階において周知予定となっている。なお、相馬IC～山元IC（23km）については、震災後に区間全体の工事発注が出来ており、全面展開に向けて順次工事を進めているところである。

### 2) 対 応

常磐自動車道の全線開通は、広域的なアクセスの向上が図られ、経済や医療、そして、緊急時のネットワークそして、一番重要な復興の為にツールとして大きな影響を及ぼすものであると考える。

原発事故の収束が見えない今、警戒区域を通過する常磐富岡IC～相馬IC（47km）の開通は暗礁に乗り上げている。

このことから南相馬、相馬、山元間の常磐自動車道北ルートの早期開通を図るとともに、南ルートについては、警戒区域解除等に追従した工事を東日本高速道路（株）と連携を図り、県及び国の責任において対応すること。

## 5. 高速道路について（東北中央自動車道）

### 1) 現 状

被災直後、浜通りの国道6号が遮断され通行不能になった中、相馬地方は、県道原町川俣線、国道115号等を通じて、自衛隊やボランティア等の人的支援や、食料、衣料品などの物資支援を頂くことが出来ました。

今年度開通予定でありました、常磐自動車道（富岡～相馬間）が、福島第一原子力発電所の影響で先が見えない今、東北中央道は、首都圏方面と相双地方を結ぶ唯一の幹線道路となっています。

## 2) 対 応

つきましては、相双地方の復興のため、東北中央道（福島～相馬間）の早期完成を強く要望いたします。

# 6 国道について

## 1) 現状及び課題

東日本大震災により発生した原子力災害により、浜通りを南北に縦断し、東京、仙台方面と本市を連絡する唯一の幹線国道である国道6号は、本市以南の通行が不能となっており、いわき、東京方面への連絡は、川俣、福島経由で行うしかなく、市民の時間的、経済的損失は計り知れないものがある。

## 2) 対 応

原町区以南の警戒区域が解除となった場合は、速やかに通行の確保が図れるよう、国が責任を持って対応すること。

# 7 県道について（主要地方道原町川俣線）

## 1) 現状及び課題

東日本大震災により発生した原子力災害により、本市と他地域を連絡する幹線道路については、国道6号をはじめ多くの路線が本市以南の通行が不能となった。この中で、従前より県都福島市と本市を結ぶ唯一の幹線道路としての主要地方道原町川俣線は、緊急時の避難道路、復旧・復興のための物流連絡道路としての重要性が増大している。

しかしながら、本路線の気候、地域特性による大雨、積雪時の通行制限と急カーブ、急勾配による通行障害は、本市の緊急時対応さらに復旧・復興を妨げる大きな問題である。

## 2) 対 応

本路線の中でも、交通難所である八木沢峠のトンネル化は最重要課題であり、調査設計の早期完了と一刻も早い工事着手を県及び国に要望する。

## Ⅶ. 住宅関係

### 1 応急仮設住宅

#### 1) 現 状

応急仮設住宅の申込み数は、2,670 戸（特定勸奨地 100 戸、他町 180 戸含む）となっているが、現在まで完成している仮設住宅は、30Km 圏外の鹿島区に 18 団地 1,596 戸、市営住宅等の活用で 41 戸、相馬市、新地町から提供を受けた 363 戸を含め 2,000 戸で入居を開始している。しかし、まだ入居できない世帯があるため、現在、鹿島区内に 10 月完成を目標に 538 戸が建設中である。

また、民間借上住宅は、要望が多く現在まで 3,635 件の申請があり順次入居を行っているが、避難準備区域を含む近隣の借上用住宅が少なく借上げが困難となっている。

#### 2) 課 題

緊急避難準備区域解除後は、市外より帰還する世帯が考えられることから、現在は 2,600 戸と推定し、今後の意向調査(9 月集約)により増加することも考えられるが、現段階では、仮設住宅必要数を 5,270 戸と見込んでいる。

このため、不足する 2,732 戸の建設については、鹿島区内での用地確保が困難となっていることから、緊急避難準備区域である原町区の市営住宅(60 戸)や雇用促進住宅(70 戸)の活用と市有地 3 箇所(150 戸)を見込んで 280 戸しかなく、2,452 戸分の建設用地の確保が急務となっている

また、民間借上住宅については、現在も入居要望が多いことから借上用住宅の確保が必要となっている。

#### 3) 対 応

##### (1) 県に対する要望

現在市外の避難住民に対して実施している意向調査の結果により、住宅が必要となった場合は、応急仮設住宅の供給、民間住宅借上げ制度の継続、県営住宅の空き家の提供を願うとともに、恒久的住宅を供給する際についても支援を願いたい。また、応急仮設住宅の建設用地の確保についても支援願いたい。

## (2) 国に対する要望

応急仮設住宅の部屋ごとの広さは、災害救助法で基準が示されているが、身障者の方々が使用するためには、トイレや部屋が狭いことなどの障害があることから、面積基準の見直しを願いたい。

## 2 災害公営住宅

### 1) 現 状

地震、津波により全壊及び大規模半壊の被害を受けた住宅は、1,284戸あり、被災を受けた世帯は、現在、仮設住宅や借上住宅に順次入居している。

しかし、仮設住宅は、入居期限が限られているため、特に高齢者世帯が期限を終えて仮設住宅を出た後に、安心して生活できる住宅が求められている。

### 2) 課 題

現在、被害世帯の意向調査(9月集約)を実施しており、調査の中でも災害公営住宅への入居希望があることから、早期に建設戸数の把握と用地の確保を図り建設する必要がある。

しかし、災害公営住宅の入居基準は、今回の地震及び津波により被災を受けた世帯に限定されているため、警戒区域内の避難世帯の中で住宅再建が困難な世帯も入居できるような公営住宅が必要となっている。

### 3) 対 応

#### (1) 国に対する要望

災害公営住宅の建設については、事業費の内市負担が25%となっており、地震、津波さらには原子力発電所事故等により、甚大な被害を受けた本市には、市負担分を補うだけの財政力がないことから、更なる国費嵩上げにより、市負担が軽減されるよう支援を願いたい。

また、災害公営住宅に警戒区域内で住宅を再建できない世帯についても、入居ができるよう入居基準の見直しを願いたい。

## Ⅷ. 産業関係

### 1 農林水産業

#### 1) 現状と課題

地震に伴う津波により、市の沿岸部農用地の 2,700 ヘクタール余におよぶ農地・農業用施設（堰、ため池、用水路、排水路、農道、湛水防除施設等）が甚大な被害を受けた。

また、市内唯一の真野川漁港が、漁船の流失、漁港、加工場の壊滅状態に被害を受けた。

このため、本施設などを計画的に復旧し、農地の除塩作業を実施するとともに、地域の農業生産を回復させるための取り組みを推進する必要がある。

さらに原子力災害により、市内全域の農地、農業関連施設、森林が放射能の影響を受け、農林業の生産基盤の確保が困難となっており、風評被害も相まって長期的影響の発生が懸念されている。

このことから、将来にわたる農林漁業の安心・安全な生産確保と一次産業の復活と併せ、農地、農林漁業関連施設の回復や森林の除染を推進し、地域農業の生産回復をするための取り組みを推進する必要がある。

・ 浸水した農地	対象面積	2,722 ヘクタール
・ 除染すべき農地	対象面積	8,400 ヘクタール
・ 除染すべき森林	対象面積	21,947 ヘクタール

#### 2) 施策の概要（市の実施事業）

##### （1）津波被害への対応

###### ①農地災害復旧の支援

農地復旧は、市の復興計画と併せ、市民の意見を取り入れた復旧を基本とし、その対象面積が約 2,722 ヘクタールについて農用地として利用すべき土地を復旧する。事業主体は、土地改良法に基づく関連事業で、特に高度技術を伴うものは福島県が施工し、その他、原形復旧を主とする農用地は市が施工を区分けして復旧する。施工期間は、概ね平成 23 年 12 月から 3 カ年を予定している。

###### ②農業用施設災害復旧の支援

被災を受けた施設としては、堰、ため池、用水路（パイプライン含む）、排水路、農道等を復旧する。国の災害査定を受けた（補助

災、小災害)は、国の復旧指令に基づき市が事業主体となって、概ね平成23年12月から3カ年を予定している。

### ③排水機場及び機場関連施設の支援

地域の農用地における排水機場及び排水樋門は、福島県が事業主体で10月まで応急工事を行い、平成24年6月まで本復旧をする。

対象施設は、金沢、金沢第二、泉、渋佐、八沢、八沢浦、前向排水機場とする。ただし、原町区の小浜、小沢、谷地排水機場及び小高区内の塚原第二、村上、村上第二、小高、福浦南部排水機場については、警戒区域解除されたのちに仮、本復旧をする。

## (2)放射能被害への対応

### ①農作物等の振興支援

食全般に亘る基幹作物に関する振興施策は、土壌、農業用水、農産物の基礎的な放射線物理的分析の検査体制について、本市独自の(仮称)南相馬市放射線測定センターを設置し、民間の専門家指導のもとに安心・安全な農産物生産を推奨する。いずれも、実施時期は9月から開始し、当面24年3月までとする。

#### a)土壌分析

2kmメッシュによる調査箇所を選定して放射線マップの作製を行い、市民に対して最新の土壌分析の情報提供をする。

#### b)農業用水の分析

横川ダム、高ノ倉ダム、主要ため池、主要河川、基幹用水路等の放射線汚染に関する農業用水の測定・調査を行い、市民に対して情報提供をする。

#### c)農作物分析

旬の野菜における放射能汚染度について測定・分析を行い、市民に対して摂取・販売等への安全に関する情報提供を行う。

### ②農地等の除染

農地の除染については、国の除染方針が明確になった時点で対応することとし、南相馬市放射性物質除染方針の決定後に実施する。

### ③畜産振興の支援

a)国・県の主導の下、警戒区域内の死亡家畜の処理及び離れ家畜等の捕獲補助を行い、安楽死を進める。事業主体は、福島県相双家畜保健衛生所が平成23年12月を目標として実施し、環境の視点で市民の安全を図ること、さらには畜産農家が営農再開ができ

るような政策として支援する。

- b) 一方で、放射線の基準を超える牛肉が出荷・販売され、消費者に多くの不安と混乱をもたらしていることから、20km警戒区域内の牛体内へのセシウム蓄積データについて、大学チームの支援を受けて研究・検証をしていく。

事業主体は、大学応用動物行動学会警戒区域内家畜保護管理特命チームとし、平成23年9月から畜産農家の営農再開に向けた実証として効果を求める。

〈テーマ〉

- ・生態展示システムの開発
- ・生息場所の生物多様性研究
- ・ウシの土地利用能力の探査研究
- ・放射能内部被曝牛に関する研究

#### ④ 林業振興の支援

国有林 8,908ha、民有林 13,039haの存在する地域は比較的放射線量が高い状況にあり、市の重要なバイオマス資源である森林の活用を図ること、林業関係事業者や林業従事者の作業安全性を高めるため、主要作業箇所の放射線量の測定や高線量地域の除染活動を実施する。

### 3) 国・県への要望概要

緊急時避難準備区域解除に係る農林水産業の復旧支援について、市が取り組む施策を円滑に推進するためには、国・県等関係機関による支援が必要であるため、以下の事項を要請する。

#### (1) 津波被害への対応

- ① 農地災害復旧にかかる関係事業予算の確保
- ② 復旧関係事業にかかる農地所有者や市町村の負担の軽減
- ③ 農作物等生産振興に係る各種施策の国費嵩上げ（現行1/2を9/10にする等高率な補助）による支援
- ④ 海岸防災林造成事業の早期着工と、被災現状に適合した新たな工法（海岸防災林の底部へ災害廃棄物を埋設）で用地の確保を含めた事業の創設
- ⑤ 被災後の営漁状況に沿った漁業権や漁業の協業化等の基盤強化に対する支援

#### (2) 放射線被害への対応

- ①農地や農作物、森林の放射線量測定にかかる費用の全額負担
- ②国による農地や森林、河川、ダム施設など農林業基盤の除染実施
- ③畜産農家が事業再開するための導入費用の財源確保
- ④地域の農業再生のための新たな取り組み（ハウス、植物工場、バイオマス活用、集約化、法人化など）への支援制度の拡充

## 2 商工業、サービス業

### 1) 現状と課題

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の影響により、地域内の様々な事業活動が大打撃を受け、風評被害もあいまって、多くの事業所の操業再開が遅延するなど、非常に厳しい状況となっている。

このため、市内事業者に対して、再開に要する費用の補助や原子力災害による被害の補償にかかる支援、事業資金需要に応えるための支援を行うなど、さまざまな中小・零細企業等への支援策に取り組む必要がある。

また、地域における新たな産業集積のための基盤整備に取り組む必要がある。

### 2) 施策の概要（市の実施事業）

#### ①事業再開企業の調査

市内事業所の業務状況を訪問調査し、各々の事業所の再開・復旧に向けた活動の状況や復興を推進する上での要望事項を確認する。

#### ②事業再開や支援制度の相談窓口業務

市内の企業支援組織である（株）ゆめサポート及び小高商工会、鹿島商工会、原町商工会議所と連携しながら、再開・復興を進めている企業に対して活用可能な国・県・市の支援施策を紹介する。

#### ③新たな産業集積のための中核的工業団地計画の推進

市では企業誘致のための新たな工業団地整備に向け、これまで基本構想を策定し平成23年度当初予算には基本計画策定事業を計上し推進しているが、これまで進めてきた部品産業集積に加え、福島県が進める半導体、輸送用機械、医療・福祉機器、再生可能エネルギーなどの新たな産業集積のための受け皿として、国・県を中心とした事業主体による中核的な工業団地の整備を図りたい。

#### ④新規事業分野へ進出する企業の支援

地域の工業生産を回復させ、成長軌道に誘導するために、様々な

事業者が関わることのできる新規事業分野への進出を支援し、地域部品産業界の復興施策を実施する。

### 3) 国・県への要望概要

緊急時避難準備区域解除に係る商工業、サービス業の復旧支援について、市が取り組む施策を円滑に推進するためには、国・県等関係機関による支援が必要であるため、以下の事項を要請する。

- ①中小企業等復旧・復興支援事業の補助制度の復活及び期間延長
- ②これまで操業していた市町村に戻り、操業を再開する場合の再移転費用などの新たな支援策の創設
- ③東京電力への補償請求については、早期に操業が再開できるよう中小・零細企業者が被った営業損害の早期支払
- ④市が行う補償相談体制への補助
- ⑤震災に伴う特別資金での融資支援
- ⑥国・県を中心とした事業主体による中核的な工業団地の整備推進
- ⑦新たな設備投資と人材の確保・育成を促進するために、立地優遇のための助成制度や技能人材雇用のための助成制度など、ハードとソフトの両面にかかる支援
- ⑧市内事業所及びその従業員の交通利便性を確保するためのバス運行（福島～南相馬、仙台～南相馬）の増便（30分に1本程度に）
- ⑨避難対象区域内の事業者の業務を確保するための優先発注（随意契約要件緩和など）の実施
- ⑩市内で生産される工業製品の放射能風評被害を低減させるための指導・教授及びそのための財源確保
- ⑪市内事業所の経済活動の基礎となる物流環境を確保するために、仙台、福島及び東京方面への高速道路、国道、県道など幹線交通網の早急な確保

## 3 地域就労

### 1) 現状と課題

地域の事業所等においては休業や廃業が増加し、失業状態となっている被災者が多数発生している状況となっている。

このため、緊急的な地域雇用の創出を実施するとともに、就職機会の創出を図り、長期的な雇用に結びつけるための施策に取り組むことで、地域の就職希望者を就職に導き、復興への活力を増強する

必要がある。

## 2) 施策の概要（市の実施事業）

### (1) 被災失業者の地域就職支援事業

個別相談窓口の設置や就職説明会などの就職機会創出の活動を実施する。

#### 【事業期間】

平成23年10月～平成24年3月

#### 【事業内容】

##### ① 求人マッチング

被災者を中心とする求職者等に対し、企業求人情報の提供体制を充実させ、産業人材の地域定着を図る。また、災害により大きく変化した地域の雇用情勢による“ミスマッチ”解消を図るために人材が不足している分野への誘導を図る「マッチングフェア」を実施する。

- ・南相馬就職ガイダンス
- ・就職マッチングフェア

##### ② 生活設計相談・支援

地域内の企業活動状況に密着した就職サポートを行うために、専門的知識を持った相談員による個別相談や、就職支援セミナーを開催する。

- ・面接必勝セミナー
- ・ビジネスマナー向上セミナー
- ・ワークライフバランス講座
- ・個別相談窓口 相談員1名×週5日

##### ③ 就職支援窓口の宣伝と紹介

個別相談窓口の設置や就職説明会などの就職機会創出の活動を広く周知するために、広報紙や新聞折込広告、ポスター・チラシの作成貼り出しを実施する。

### (2) 緊急的な地域雇用の創出

緊急的な雇用の維持や創出に効果の高い事業に取り組む。

#### 【事業期間】

平成23年9月～平成24年3月

#### 【事業内容】

##### ① 「“絆”づくり応援事業」の活用による緊急的雇用の創出

避難所・仮設住宅等の運営体制を強化することにより、避難者同士や地域住民などとの絆づくりを図るとともに、雇用を通じた避難者・失業者への経済的支援を行うことを目的とした「がんばろう福島！“絆”づくり応援事業」を積極的に活用することにより、地域の緊急的な雇用創出を図る。

②新卒者就職支援事業

市内高校の就職希望者への就職相談、面接指導を実施

③民間企業ワークシェアリング支援事業

国の雇用調整助成制度に加えて市の助成を実施

④トライアル雇用事業

未就業者を雇用した事業主に対する奨励金の交付

(3) 市内企業従業員の居住確保支援

復旧を目指して活動している地域内企業の従業員雇用を促進するため、市内不動産業界の協力を仰ぎながら、企業の従業員用住宅の確保に係る相談窓口を設け、市内の空き住宅等を紹介する。

【事業期間】

平成23年9月～平成24年3月

【事業内容】

①事業再開企業の調査

市内事業所の業務状況を訪問調査し、各々の事業所が復旧に向けて活動する上での要望事項を確認する。

②市内不動産業界の住宅ストック状況調査

市内のアパート、住宅等の空き状況を適宜確認できるように市内不動産業界に協力を求め、住宅ストック状況を調査・確認する。

③従業員用住宅確保の相談窓口業務

市内の住宅ストック状況を踏まえ、市内不動産業界及び（株）ゆめサポートと連携しながら、従業員用住宅を求めている企業に対して市内の空き住宅を紹介する。

3) 国・県への要望概要

緊急時避難準備区域解除に係る地域就労の支援について、市が取り組む施策を円滑に推進するためには、国・県等関係機関による支援が必要であるため、以下の事項を要請する。

①緊急雇用創出に係る各種施策（緊急雇用創出基金など）の延長と拡充

- ②地域の自主性や創意工夫を活かした雇用創造施策（パッケージ事業など）の推進
- ③地域人材の確保・育成を促進するため、技能人材雇用のための助成制度の延長と拡充

## Ⅸ. 民間サービス関係

### 1 生活に必要な民間サービス状況

#### 1) 現状と課題

市民生活に必要な民間サービスの状況としては、小売店については多くの店舗が再開し、運送、郵便、金融、ガソリン販売についてはほぼ全てが再開している状況であるものの、大型のホームセンターや家電量販店、洋服店、携帯電話取扱店などの大手サプライチェーン関係の店舗が再開していない状況である。

このため、市民の生活利便性を向上させるとともに、市内の経済活性を喚起するために、既に開店している店舗については、再開に要した費用の補助や原子力災害による被害の補償にかかる支援、事業資金需要に応えるための支援を行い、さらに未開店店舗が開店できるよう支援を行う必要がある。

#### 2) 施策の概要（市の実施事業）

##### 1) 事業再開企業の調査

市内店舗等の業務状況を訪問調査し、各々の店舗等の再開・復旧に向けた活動の状況や復興を推進する上での要望事項を確認する。

##### 2) 事業再開や支援制度の相談窓口業務

市内の企業支援組織である（株）ゆめサポート及び小高商工会、鹿島商工会、原町商工会議所と連携しながら、再開・復興を進めている事業者等に対して活用可能な国・県・市の支援施策を紹介する。

##### 3) 国・県への要望概要

緊急時避難準備区域解除に係る民間サービス状況の復旧について、市が取り組む施策を円滑に推進するためには、国・県等関係機関による支援が必要であるため、以下の事項を要請する。

- ①中小企業等復旧・復興支援事業の補助制度の復活及び期間延長
- ②これまで操業していた市町村に戻り、操業を再開する場合の再移転費用などの新たな支援策の創設
- ③東京電力への補償請求については、早期に操業が再開できるよう中小・零細企業者が被った営業損害の早期支払

- ④市が行う補償相談体制への補助
- ⑤震災に伴う特別資金での融資支援
- ⑥大手サプライチェーン関係の店舗の再開に向けた、国等関係機関の指導等による働きかけ